14 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことに伴う 都立高等学校入試の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症に移行したことに伴い、令和6年度都立高等学校入試においては、コロナ禍において実施してきたこれまでの対応を一部変更して実施します。 昨年度入試までとは異なる対応となる項目がありますので、確認してください。

※ 今後の状況によって更に対応が変わる場合は、中学校等を通じてお知らせします。

【インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置】

令和6年度入試 令和5年度入試まで ○ これまで対象としていた、新型コロナウイルス感 ○ 「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する 染症への感染が疑われる者については、「インフル 追検査」の応募資格を、次のとおりとしていました。 エンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査 | の対 象としません。 ・ 第一次募集の検査日当日に、インフルエンザ等 「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対す に罹患した者、学校保健安全法第19条により中 る追検査」の応募資格は、次のとおりです。 学校長が出席停止の措置を行った者、新型コロナ ウイルス感染症への感染が疑われる者で、第一次 募集で出願した都立高校を受検することができ ・ 第一次募集の検査日当日に、インフルエンザ等 なかった者又は検査日当日に37度以上の発熱 に罹患した者又は学校保健安全法第19条によ が認められ、当該検査を受検せず、インフルエン り中学校長が出席停止の措置を行った者で、第一 ザ等学校感染症罹患者等に対する追検査の受検 次募集で出願した都立高校を受検することがで を希望した者 きなかった者(1教科(面接及び実技検査等を含 ・ 第一次募集の検査日当日に受検者本人の責めに む。) でも受検した者は除く。) よらず、やむを得ない入院等により受検すること 第一次募集の検査日当日に受検者本人の責め ができなかった者で、第三者機関により証明がで によらず、やむを得ない入院等により受検するこ きる者 とができなかった者で、第三者機関により証明が できる者 ○ 「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する ○ 「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する 追々検査」及び「特例による検査」を廃止します。 追々検査 | 及び「特例による検査 | の制度を設けて いました。 ※ 「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対す

【ฝ杏内容等】

る追検査」は継続して実施します。

【横食内谷等】	
令和6年度入試	令和5年度入試まで
○ 一般推薦における集団討論は、全校ではなく、必要とする学校のみ実施します。42ページからの「7 入試実施方法一覧(別表1)」を確認してください。	○ 一般推薦において、全校実施していた集団討論を 中止していました。
○ 本年度の受検者は、コロナ禍において大会等が十分に実施されない環境で中学校生活を過ごしてきたことから、文化・スポーツ等特別推薦における出願に関わる「推薦の基準」や「実績等を証明する書類等の写し」の扱いは継続し、 <u>提出は求めません</u> 。	○ 文化・スポーツ等特別推薦において、出願に関わる「推薦の基準」に、大会の実績や、資格・検定試験等の成績に関わる内容を含めず、「実績等を証明する書類等の写し」の提出も求めませんでした。
○ 実技検査は、受検者が一人で実施できる検査内容に限定しません。また、受検者同士の接触を伴う場合もあります。	○ 実技検査は、受検者が一人で実施できる検査内容 とし、受検者同士の接触を回避して実施しました。

【検査実施方法等】

令和6年度入試	令和5年度入試まで
○ 推薦に基づく選抜をはじめ、検査を1日で実施 すると限定せず、2日間に分けて実施する学校が あります。	○ 受検者が学校に来る回数をできるだけ減らすため、原則、1日で検査を実施していました。
○ 学力検査に基づく選抜の <u>検査間の休憩時間は、20分間</u> とします。 なお、昼食時の1時間は変わりません。	○ 受検者数の多い学校でもトイレの時間を十分に 確保するため、学力検査に基づく選抜の検査間の 休憩時間は、30分間としていました。 なお、昼食時は1時間とします。
○ 1 教室の受検者数は <u>4 0 名まで</u> とします。	○ 1 教室の受検者数は、30名までとしていました。
○ 各都立高等学校入口での <u>検温は実施しません</u> 。 受検者の皆さんは、体調管理に努めて当日を迎え てください。	○ 各都立高等学校の入口にサーモグラフィを配置 して検温を実施し、37.5度以上は受検を認め ませんでした。
○ マスクの着用は、受検者個人の判断とします。ただし、マスクを着用している場合も、本人確認を行う際には、一度外してもらいます。	○ 受検者には、常に不織布マスクを正しく着用してもらいました。
○ <u>休憩時間中は、自由にトイレを利用</u> することができます。	○ 休憩時間中のトイレの密を避けるため、教室ごとなど、トイレを順番に案内していました。
○ 検査中は、原則窓を閉めて検査を実施します。 ただし、換気のために廊下側の前後の扉は常時開けます。○ 休憩時間に5分間程度、各窓を全開にして換気を行います。	○ 検査中は、換気のために各窓を常時10cm 程度開け、廊下側の前後の扉も常時開けていま した。○ 休憩時間は、5分間程度を2回、各窓を全開 にして換気を行っていました。
○ 窓を閉めて検査を実施しますので、 <u>原則として防</u> <u>寒着は脱いで、検査を受けて</u> もらいます。	○ 窓を常時開けていましたので、検査中も防寒着 の着用を認めていました。
○ 感染防止のため、 <u>昼食時は会話をせず、自席で前</u> を向いて食事をとるよう、引き続きお願いします。	○ 昼食時は会話をせず、自席で前を向いて食事をとるようお願いしていました。